

第1章 計画の考え方

1. 計画策定の趣旨

介護保険制度は、その創設から20年以上が経ち、サービス利用者は制度創設時の3倍を超え、介護サービスの提供事業数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

その一方、いわゆる団塊世代すべてが75歳以上となる2025年を見据え、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が何らかの介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制にある「地域包括ケアシステム」を深化・推進してきたところです。

本村においても、ライフスタイルや価値観の多様化等に伴いひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症の人等、何らかの支援を必要とする高齢者が増加する一方、現役世代の減少が顕著となり地域の高齢者を支える人的基盤の確保が重要となっています。こうした状況をふまえ、本村に住む高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、将来を見据えた計画を策定する必要があります。

2. 計画の基本理念

地域で支え、創造する

健やかでやすらぎ、生きがいのある暮らし

3. 計画の基本方針

(1) 介護サービス基盤の計画的な整備

生産年齢人口が減少し、住まいや困窮など複合的な課題を抱えた高齢者が増加する中、地域の中長期的な介護ニーズ等を把握し、限りある地域の社会資源を効率的かつ効果的に活用していくため、既存のサービスや事業所のあり方を含めて検討する時期に差しかかっています。

将来的な高齢者人口の推移や変化する介護ニーズを踏まえ、地域の関係者とサービス基盤の整備のあり方を議論し、すでに検討課題にあがっている高齢者の住まい方や現在の在宅生活を支えるための複合的な在宅サービスについて検討を進めていきます。また、「地域包括ケアシステム」を支える人材確保や介護現場における生産性の向上の推進に努めます。

(2) 高齢者の自立支援・重度化防止の推進

地域住民や事業者等地域全体への自立支援・介護予防に関する普及啓発、介護予防の通りの場の充実、多職種連携の更なる強化に取り組めます。リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士等の幅広い医療専門職と連携しながら、効果的なアプローチを実践し、高齢者の心身の状態を自立、フレイル、要支援、要介護と連続的にとらえた支援体制を維持し、高齢者が要介護状態等となることの予防、軽減や悪化の防止につながり、生きがいを持って生活できる地域づくりを進めます。

(3) 地域包括支援センターの機能強化と地域共生社会の実現

高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営めるよう、地域包括支援センターを中心に、高齢者の積極的な社会参加を支援するため、高齢者の多様性・自発性を十分に尊重し、社会参加できる場の確保や情報の提供を行い、地域ぐるみの見守り体制を構築します。また、ひとり暮らしや高齢者2人世帯、認知症高齢者だけでなく、困窮や虐待など複合的な課題を抱えた高齢者の意思決定支援や権利擁護の重要性が高まっていることから、成年後見制度の周知や関係機関との連携を推進します。また、保険者機能を一層発揮しながら、「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るとともに、地域の自主性や主体性に基づいた取組を強化し、誰もが笑顔で暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

(4) 計画の最終成果指標

指 標	現 状(R3)	目 標	資 料
健康寿命	男性79.6歳 女性84.3歳	延伸	長野県「KDB地域の全体像の把握」
要支援者の1年後の重症化率	18.2%	維持	【KDB】健康スコアリング(介護)
生きがいを持って健康に暮らしている人の割合	74.7%(2022年)	維持	長野県「高齢者実態調査」

4. 計画の位置づけ

「高齢者福祉計画」は、老人福祉法第20条の8に基づきすべての高齢者を視野に入れた高齢者のための施策全般にわたる計画です。一方、「介護保険事業計画」は、介護保険法117条の規定に基づき、介護保険給付の対象サービスについての提供体制の整備・確保等に関する事項を定める計画として策定しました。

5. 計画の期間

本計画は令和6年度から令和8年度までを計画期間とし、3年間の事業量と保険料の設定を行います。

6. 計画策定の経緯と策定後の点検体制

(1) 計画策定の方法

サービスの需要や住民の意向等を把握し、計画見直しの基礎データを得ることを目的として、高齢者等実態調査を実施しました。

また、計画の策定にあたっては、「見える化」システムの「将来推計機能」を活用し、介護サービスの見込量や給付費、保険料の水準等の推計を行い、医療関係者や学識経験者、福祉関係者、被保険者代表等を含む村民代表による「川上村高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画策定懇話会」を開催し、幅広い意見を取り入れました。

(2) 計画の進捗管理

計画は、PDCA サイクルに沿って取組を進め、各年度における進捗状況等をアウトカム指標を含む評価指標を用いて評価・分析し、高齢者福祉の推進と向上に努めます。介護保険法の規定に基づき、3年ごとに計画全体を見直し、計画を策定していきます。